第三項までの規定に基づく経済産業大臣の権限（連携省エネルギー措置を行う工場等を設置している者又は荷主連携省エネルギー措置を行う荷主のそれぞれの主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみに存する場合におけるこれらの措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、工場等を設置している者又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業大臣が法第二十九条第一項及び第二項並びに第百十三条第一項及び第二項の規定に基づく権限並びに法第四十六条第一項及び第四項、第四十七条第一項から第三項まで、第百十七条第一項及び第四項並びに第百十八条第一項から第三項までの規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第二十九条第二項中「第五十三条、第六十七条並びに第八十七条第六項」を「第百条、第百二十四条並びに第百六十二条第六項」に、「並びに法第五十四条、第五十五条（法第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項（法第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項及び第二項（法第六十九条において準用する場合を含む。）並びに第六十八条」を「、法第百一条、第百二条、第百三条第一項、第百四条第一項及び第二項、第百二十五条、第百二十六条、第百二十七条第一項、第百二十八条第一項及び第二項、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条第一項、第百三十三条第一項及び第二項並びに第百三十七条」に、「権限は」を「権限並びに法第百三十四条第一項及び第四項（法第百三十五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第百三十五条第一項から第三項までの規定に基づく国土交通大臣の権限（貨客輸送連携省エネルギー措置を行う貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者のそれぞれの主たる事務所が一の地方運輸局の管轄区域内のみに存する場合における当該貨客輸送連携省エネルギー措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は」に改め、同項ただし書中「第八十七条第七項の規定に基づく権限」を「第百三十条の規定に基づく権限、法第百三十四条第一項及び第四項並びに第百三十五条第一項から第三項までの規定に基づく権限並びに法第百六十二条第七項の規定に基づく権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）」に改め、同条第三項中「第十四条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項から第四項まで（これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十条、第六十二条、第六十三条第一項、第十六条第一項から第四項まで、第二十六条第一項、第二十八条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第三十八条第一項から第四項まで、第四十九条、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三項、第百八条、第百十条、第百十一条第一項、第百十二条第一項及び第二項、第百十四条、第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第二項、第百二十条並びに第百六十二条第三項」に改め、同項ただし書中「第八十七条第三項」を「第百六十二条第三項」に改め、同項の表中「特定事業者若しくは特定連鎖化事業者」を「特定事業者等」に改め、同条第四項中「第十四条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項から第四項まで（これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十条、第六十二条、第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第八十七条第三項」を「第十五条第一項、第十六条第一項から第四項まで、第二十六条第一項、第二十八条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第四十九条、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第百八条、第百十条第一項、第百十一条第一項、第百十二条第一項及び第二項、第百十四条、第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第二項、第百二十条並びに第百六十二条第三項」を「第百六十三条第一項」に改め、同条の表を次のように改める。

納めなければならない者	金額
一　法第九条第一項第一号の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
二　法第九条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
三　法第十二条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
四　法第十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
五　法第二十条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
六　法第二十三条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
七　法第二十五条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
八　法第三十一条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
九　法第三十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
十　法第三十六条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
十一　法第四十二条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
十二　法第四十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
十三　エネルギー管理士試験を受けようとする者	一万七千百円
十四　法第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者	四千八百円（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、三千九百五十円）
十五　エネルギー管理士免状の交付を受けようとする者	三千五百円（電子申請による場合にあつては、二千六百五十円）
十六　エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者	二千二百五十円（電子申請による場合にあつては、千四百円）

第二十八条を第三十一条とする。

第二十七条中「第八十七条第十項」を「第百六十二条第十項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十六条第一項中「第八十七条第九項」を「第百六十二条第九項」に、「に対し、その特定荷主」を「、認定管理統括荷主、管理関係荷主又は法第百十七条第一項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この条において「特定荷主等」という。）に対し、当該特定荷主等」に改め、同条第二項中「第八十七条第九項」を「第百六十二条第九項」に、「特定荷主」を「特定荷主等」に改め、同条を第二十九条とする。